

相互協議の主な相手国・地域

	OECD加盟国	OECD非加盟国・地域
米州	カナダ 米国 メキシコ	
アジア・大洋州	オーストラリア 韓国 ニュージーランド	インドネシア シンガポール タイ 台湾 マレーシア
欧州・その他	アイルランド イタリア 英国 オランダ スイス スウェーデン スペイン	デンマーク ドイツ フィンランド フランス ベルギー ルクセンブルグ ルーマニア

12

相互協議での議論等 (1)

- 議論される事項
  - それぞれの取引当事者について
    - ・ 具体的にどのような業務を行っているか
    - ・ 所在する地域の特殊事情等 (もしあれば)
- 解決に至るには、単に自身 (自国) の考えの正当性を主張するだけでは困難
  - 相手方の主張も受け入れられるところは受け入れる

13

相互協議での議論等 (2)

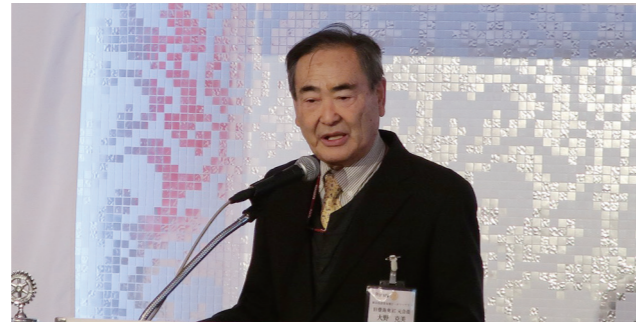
- 解決までに要する期間
 

すべての相手国との相互協議	平均30.2か月
うち、対OECD非加盟国	平均51.3か月

(令和4事務年度実績)
- 相手国の協議担当者との信頼関係も重要

14

例会スナップ



Rotary  
東京池袋豊島東ロータリークラブ



3037回  
第27回例会 2024.3/28

# Weekly Report

Rotary Club of Tokyo Ikebukuro Toshima-East



会長:里見雅行 幹事:石塚文晴 RI会長:ゴードンR.マッキナリー 第2580地区ガバナー:栃木一夫

RI2023-2024年度テーマ



世界に希望を生み出そう

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1・真実か どうか
- 2・みんなに公平か
- 3・好意と友情を深めるか
- 4・みんなのためになるか どうか

【珠玉のことば】

世の中人残らず富み候はば、  
天地も其まゝ尽き候なん  
(熊沢蕃山『集義和書』)

豊かになることは悪いことではないし、誰もが憧れます。同じく、貧しさを好む人もいないのです。蕃山は、決して万民に貧しくなれと言っているわけではありません。分相応に生きることが大切なのです。本当の心の豊かさとは何かを立ち止まって考えなければなりません。

### 本日の例会

3月28日(木) 12:30~13:30

卓話:「英王室の危機」

卓話者:黒岩徹様 東洋英和女学院大名誉教授/  
毎日新聞客員編集委員

紹介者:佐藤美枝子会員

### 次回の例会

4月4日(木) 12:30~13:45

エッピングデー

### 3月21日 例会報告

司会 佐藤美枝子会員  
開会点鐘 佐藤久雄副会長  
ロータリーソング・春よ来い  
ソングリーダー 加古会員

☆会員総数 35名  
☆出席規定適用者数 27名  
★本日の出席者総数 22名  
★" 免除者出席数 3名  
★本日の出席率 73.33%

☆本日のゲスト  
森 貞夫様 卓話者 豊島税務署 署長  
日我真美様 豊島税務署 総務課 総務課長補佐



細田次期米山カウンセラーへ委嘱状

大野 克美様 万座温泉 日進館相談役/旧豊島東RC元会員

### ニコニコ

石塚会員 鈴木孝雄さんから素敵な写真を頂きました。ありがとうございました。  
石川会員 鈴木PG、写真ありがとうございました。

本日の合計額：4,000円  
今年度ニコニコ累計額：566,700円  
今年度指定ニコニコ累計：22,500円

### 会長報告

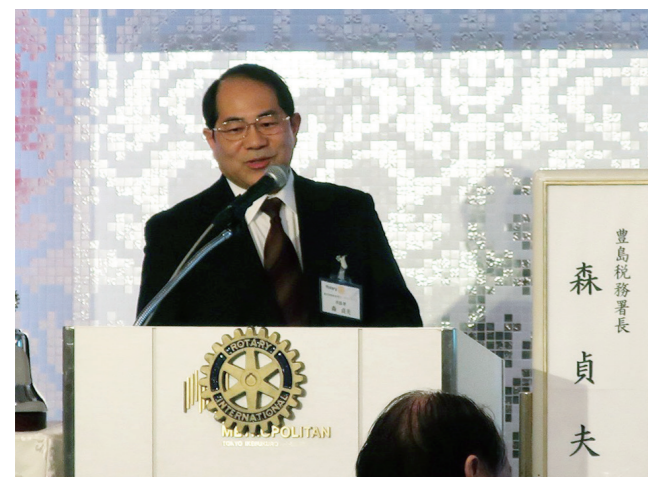
1. 2024年4月～2025年3月米山奨学生委嘱状  
細田米山奨学カウンセラーへ

### 幹事報告

1. なし

### 3月21日 卓話者紹介

豊島税務署長 森 貞夫様



卓話者 森 貞夫様

略歴：  
昭和39年1月1日生まれ 東京都出身  
昭和61年4月 東京国税局 採用

平成21年7月 国税庁 長官官房 相互協議室課長補佐

平成23年7月 新宿税務署 副署長

平成24年7月 荻窪税務署 副署長

平成25年7月 国税庁 長官官房 相互協議室相互協議支援官

平成26年7月 国税庁 長官官房 相互協議室課長補佐

平成28年7月 国税庁 長官官房 相互協議室国際企画官

平成30年7月 東京国税局 調査第一部 主任国際情報審理官

令和元年7月 厚木税務署 署長

令和2年7月 東京国税局 調査第一部 国際調査管理課 課長

令和4年7月 東京国税局 調査第一部 国際監理官

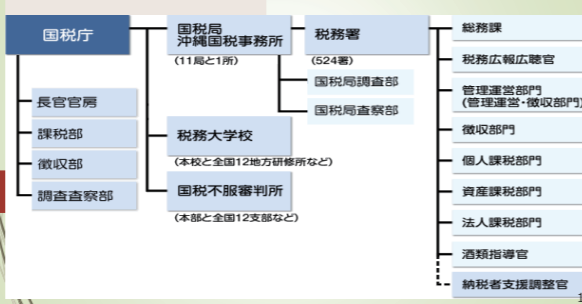
### 3月21日 卓話報告

#### 税務行政の国際化対応

— 相互協議を中心として —

豊島税務署長  
森 貞夫

#### 国税庁の機構組織図



#### 国税庁

##### 長官官房

組織全体にかかわる管理事務を行うとともに、多岐にわたる税務行政全般の総合的な運営方針を企画・立案

##### ■ 相互協議室

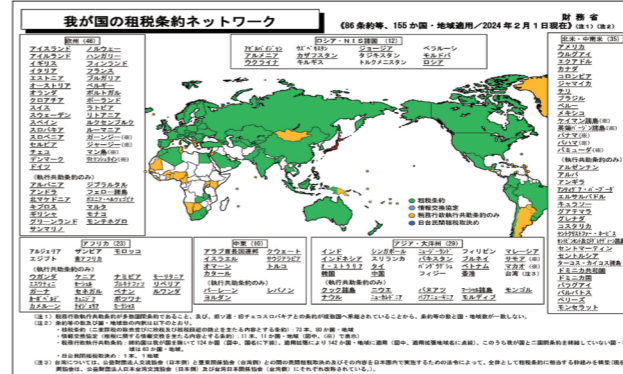
国際的<sup>①</sup>二重課税を排除するために外国税務当局との<sup>②</sup>租税条約に基づく協議(相互協議)を担当

#### 租税条約

- 課税関係の安定(法的安定性の確保)、**二重課税の排除**、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するもの。
- 租税条約には、国際標準となる「**OECDモデル租税条約**」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。  
OECD加盟国である日本も、概ねこれに沿った規定を採用。

#### OECDモデル租税条約の主な内容

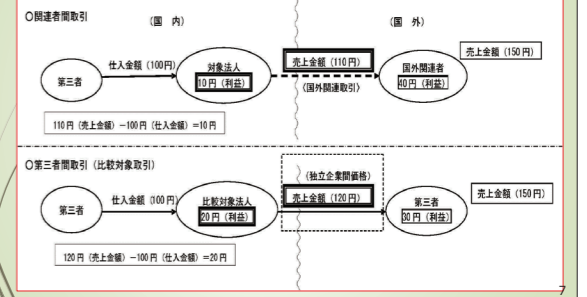
- 課税関係の安定(法的安定性の確保)、**二重課税の排除**
  - 源泉地(所得が生じる国)において課税することができる範囲の確定
  - 居住地国における二重課税の排除の方法
  - 税務当局間の相互協議(仲裁を含む)による条約に適合しない課税の解消
- 脱税及び租税回避等への対応
  - 税務当局間の納税者情報(銀行口座情報を含む)の交換



#### 相互協議とは

- 租税条約の規定に基づき、
  - 国際的な二重課税が**移転価格課税**等により生じた場合、あるいは、
  - 納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の**事前確認**を求める場合において、
 国税庁が納税者の申し立てを受けて租税条約締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続き。

#### 移転価格税制



#### 移転価格税制の概要(1)

- 企業が海外の関連企業との取引価格(移転価格)を第三者間で通常行われる取引価格と異なる価格に設定した場合、一方の利益を他方に転移することが可能。
- 移転価格税制は、このような海外の関連者との間の取引(関連者間取引)を通じた所得の海外転移を防止するため、海外の関連者との取引が、第三者間で通常行われる取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。

#### 移転価格税制の概要(2)

- 我が国の独立企業間価格の算定方法は、「**OECD移転価格ガイドライン**」において国際的に認められた方法に沿ったものとなっている。
- 「**OECD移転価格ガイドライン**」は、適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的として作成された。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図。

#### 事前確認制度の概要

- 納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を行うこと。納税者は、確認された内容に基づいて申告を行っている限り、移転価格課税を受けることはない。
- 現在、相互協議事案の約80%が事前確認に係る申出。

#### 相互協議事案の推移

事務年度(7月～6月)	令和2			令和3			令和4		
	発生	処理	繰越	発生	処理	繰越	発生	処理	繰越
相互協議事案の種別									
事前確認	146	122	431	188	130	489	243	146	586
移転価格課税	34	30	123	49	42	130	47	36	141
その他	5	3	18	9	14	13	11	9	15
合計	185	155	572	246	186	632	301	191	742